

法務省民二第670号
令和3年3月31日

福島地方法務局長 殿

(福島地方法務局以外の局にあつては参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令の取扱いについて
(依命通知)

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

2 経営第3460号
令和3年3月29日

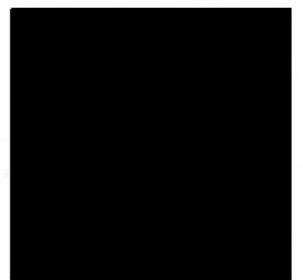
法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令の取扱いについて（照会）

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和3年政令第6号）が本年4月1日付けで施行されることに伴い、同令に基づく登記の嘱託に係る標準的な取扱いを別紙のとおり定めることとしましたので、これについて周知して差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、関係登記官への周知方お取り計らい願います。



福島復興再生特別措置法による不動産登記の特例についての取扱要領

第1 嘱託登記の範囲

- 1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第17条の21の規定により所有権が移転した場合における所有権の移転に係る登記については、不動産登記法（平成16年法律第123号）により当事者の申請によるほか、所有権を取得した者の請求があるときは、福島県知事は、所有権の移転の登記（既登記の所有権が移転した場合）又は所有権の保存の登記（未登記の所有権が移転した場合）を嘱託しなければならない（福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和3年政令第6号。以下「登記令」という。）第4条、第5条）。
- 2 福島県知事が、1の所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記を嘱託する場合において、必要があるときは、その前提として次に掲げる登記を当該各号に定める者に代わって嘱託することができる（登記令第2条）。
 - (1) 土地の表題登記 所有者
 - (2) 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
 - (3) 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
 - (4) 所有権の保存の登記 表題部の所有者の相続人その他の一般承継人
 - (5) 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人
- 3 次に掲げる登記は、登記令に基づき福島県知事が嘱託することはできないので、農用地利用集積等促進計画（法17条の19第1項に規定する農用地利用集積等促進計画をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、事前に、当該登記を不動産登記法に基づき関係者が申請するよう福島県から指導するものとする。
 - (1) 一筆の土地の一部につき所有権を移転しようとする場合における分筆の登記又は甲地を乙地に合併する場合における合筆の登記
 - (2) 土地の所有権を移転した者が所有権の登記名義人、登記記録の表題部に所有者として記録された者又はこれらの者の相続人以外の者である場合における当該土地の所有権を移転した者のための当該所有権の移転又は当該所有権の保存の登記
 - (3) 売買等により所有権の移転の登記がなされた後に当該売買等が解除されたが、当該所有権の移転の登記の抹消が未了の土地につき、法第17条の21の規定により所有権を移転しようとする場合における当該所有権の移転の登記の抹消等

第2 登記の嘱託者

福島県知事は、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会に登記の嘱託を委嘱することができる（司法書士法（昭和25年法律第197号）第68条、第69条、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第63条、第64条）。

第3 代位登記の嘱託

- 1 登記令第2条の規定による代位登記は、農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い所有権の移転の効果が生じ（一般的には、農用地利用集積等促進計画に定める対価の支払期限までに対価が支払われ、当該計画に定める所有権の移転の時期が到来

したときである。)、所有権を取得した者から福島県知事に対して嘱託による登記の請求がされた日から行うことができるが、登記は、所有権の移転について第三者に対する対抗力を与え、農用地利用集積等促進計画に係る所有権の移転の手続を完結させるものであることから、福島県知事は、当該請求があった場合には、速やかに、登記の嘱託を行う必要がある。

2 代位登記の嘱託は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式により行う。

(1) 土地の表題登記 様式第1号

添付情報は、代位原因を証するものとしての農用地利用集積等促進計画書の謄本又は抄本、法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面の写しのほか、所有権を有することを証する情報、所有権を取得した者の住所を証する情報（住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）、土地所在図及び地積測量図である（不動産登記法第26条、不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条、別表の4の項）。この所有権を有することを証する情報とは、前所有者の所有権を有することを証する情報を含み、これは公有水面埋立に係る土地であれば、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条の規定による竣功認可があったことを証する書面、それ以外の土地については、官公署の証明書又は判決正本若しくは謄本のほか、所有権の取得を推認しうるに足りる書面である（不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第71条）。

(2) 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 様式第2号

添付情報は、代位原因を証するものとしての農用地利用集積等促進計画書の謄本又は抄本及び法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面の写しであるが、「地積変更（更正）」の場合には、このほかに地積測量図が必要である（不動産登記令別表の6の項）。

(3) 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 様式第3号

添付情報は、代位原因を証するものとしての農用地利用集積等促進計画書の謄本又は抄本、法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面の写し、変更（更正）を証する情報である。この変更（更正）を証する情報とは、個人にあっては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍謄本又は抄本、法人にあっては会社法人等番号等、錯誤にあってはこれを証する情報である。

(4) 所有権の保存の登記 様式第4号

添付情報は、代位原因を証するものとしての農用地利用集積等促進計画書の謄本又は抄本、法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面の写しほか、所有権を取得した者の住所を証する情報（住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）、相続その他の一般承継があったことを証する情報である。この相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあっては戸籍（又は除籍）の謄本又は抄本、その他必要に応じ、遺産分割協議書（印鑑証明書添付）等、法人にあっては、会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖登記簿謄本等である。

なお、この登記が登記記録の表題部に所有者として記録された者の相続人その他の一般承継人に代位して行う場合に限られているのは、表題部に記録された者が所有権を移転した場合には、登記令第5条の規定により所有権を取得した者に対して直接所有権の保存の登記をする途が開かれているからである。

(5) 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 様式第5号

添付書類は、(4)と同様である。

- 3 2の登記の嘱託情報の添付情報のうち代位原因を証するものとしての農用地利用集積等促進計画書の謄本又は抄本及び法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面の写しについては、所有権を取得した者のために所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記を嘱託する場合の添付情報と同様であるので、当該登記の嘱託を同時に行う場合には、「後件添付」として添付を省略しても差し支えない（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第37条）。

4 代位登記の嘱託の方法

(1) 書面による代位登記の一括嘱託

同一の農用地利用集積等促進計画に基づき数個の不動産について書面により代位登記の嘱託を行う場合の取扱いは、以下のとおりである。

ア 不動産登記令第4条の例外として、①土地の表題登記、②土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記、③所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記については、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも①から③までの各登記ごとに同一の嘱託書とすることができる（不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成17年法務省令第22号）第21条）。

イ 所有権の保存の登記については、登記原因は存在せず、登記の目的は全て「所有権の保存」で同一であることから、登記を受ける者が同一人である限り、同一の嘱託書とすることができる（不動産登記令第4条）。

なお、代位登記と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記とを同一の嘱託書で行うことはできない。

(2) オンラインによる代位登記の嘱託

代位登記の嘱託は、(1)の登記嘱託書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記嘱託情報を提供する方法によることも可能である。近時、行政の高度化や、新たな生活様式の確立等のため政府全体の方針として、行政手続のデジタル化、オンライン化の推進に取り組むべきこととされているところ、これに鑑み、オンラインによる代位登記の嘱託について、積極的な活用を検討すること。

5 登記識別情報の通知

2の(4)及び(5)について、登記識別情報の通知を受けた福島県知事は、遅滞なく、これを所有権の登記名義人に通知しなければならない（登記令第3条第2項）。

第4 所有権を取得した者のための所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の嘱託

- 1 法第17条の21の規定により所有権が移転した場合において、所有権を取得した者から福島県知事に対して嘱託による登記の請求（様式第6号）があったときは、福島県知事は、速やかに、その者のために既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記を嘱託しなければならない（登記令第4条、第5条）。

- 2 登記の嘱託は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式により行う。

(1) 既登記の所有権の移転の登記 様式第7号

添付書類は、農用地利用集積等促進計画書の謄本又は抄本、法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面の写し、登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑証明書添付、様式第8号）（登記令第6条）及び所有権を取得した者の住所を証する情報（住民票の写し、法人にあっては会社法人等番

号等)である。また、当該嘱託書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を添付しなければならない。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第40条の2の2による読替え後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第77条（後記第6の2参照）の適用を受け、一〇／一〇〇〇の登録免許税を納付する場合は、登記嘱託請求書に添付されている農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）に定める証明書を添付しなければならない。

おって、登記原因及びその日付を登記嘱託情報に記載する場合には、登記原因の記載は「福島復興再生特別措置法による売買」等とし、登記原因の日付は、農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の時期とする。

(2) 未登記の所有権が移転した場合の登記 様式第9号

添付書類は、(1)と同じであるほか、所有権を移転する者の住所又は氏名の変更等により、登記記録の表題部に所有者として記録された者の表示と一致なくなっている場合には、その変更（更正）を証する情報（第3の2の(3)の変更（更正）を証する情報と同じ。）を添付しなければならない。

なお、この場合は登記原因及びその日付の記載を要しない。

3 登記の嘱託の方法

(1) 書面による登記の一括嘱託

同一の農用地利用集積等促進計画に基づき数個の不動産について所有権の移転の登記を嘱託する場合には、登記権利者が同一人であるときに限り、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも同一の嘱託書であることができる（不動産登記令第四条の特例等を定める省令第23条）。

また、所有権の保存の登記については、所有権を取得した者が同一人であるときに限り同一の嘱託書であることができる（第3の4(1)イ参照）。

なお、所有権の移転の登記と所有権の保存の登記とは同一の嘱託書であることができない。

(2) オンラインによる登記の嘱託

登記の嘱託は、(1)の登記嘱託書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記嘱託情報を提出する方法によることも可能であるところ、第3の4の(2)記載の趣旨に鑑み、オンラインによる登記の嘱託について、積極的な活用を検討すること。

4 登記識別情報の通知

福島県知事は、所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記に係る登記識別情報の通知を受けたときは、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければならない（登記令第7条）。

第5 代位登記の嘱託と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託との関係

1 代位登記の嘱託と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託との関係で留意すべき点は、次のとおりである。

(1) 土地の表題登記がない場合

- 法第17条の21の規定により所有権を取得した者のために、その者に代位して土地の表題登記の嘱託を行い、次にその者のために所有権の保存の登記の嘱託を行う。
- (2) 土地の表題登記はあるが、所有権についての登記がない場合
- ア 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録されたものである場合には、所有権を取得した者のために直接所有権の保存の登記の嘱託を行う。
 - イ 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者の相続人である場合には、相続人に代わって所有権の保存の代位登記を嘱託し、次に所有権を取得した者のために所有権の移転の登記の嘱託を行う。
 - ウ 所有権を移転した者が表題部に所有権者として記録された者以外の者（イの相続人の場合を除く。）である場合には、第1の3の（2）のとおり、嘱託による代位登記をすることはできないので、その者が自己のために所有権の取得の登記を行う必要があり、当該登記完了後、はじめて、福島県知事は、所有権を取得した者のために所有権の移転の登記を嘱託することができる。
- 2 代位登記の嘱託及びそれに続く、所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の嘱託は、できる限り一括して行うことが適当である。この場合の添付情報については、第3の3によることが適当である。

第6 その他

- 1 福島県知事が登記令に基づいて行う登記の嘱託に要する経費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条第1項及び第228条第1項の規定により、条例に定めるところにより登記の嘱託を請求した者から手数料として徴収することができる。
- また、測量及びこれに基づく測量図の作成等を依頼された場合には、前記手数料とは別にそれに要した実費を徴収することができる。
- 2 福島県知事が登記令に基づき登記を嘱託する場合において、登記令第2条の代位登記に係る登録免許税は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第1号により非課税とされているが、登記令第4条の所有権の移転の登記又は第5条の所有権の保存の登記については、登記を受ける者が登録免許税を納付しなければならないこととされている（所有権の保存の登記にあっては固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（登録免許税法別表第1の1の（1））、所有権の移転の登記にあっては二〇／一〇〇〇（同法別表第1の1の（2）のハ）又は一〇／一〇〇〇（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の2の2による読替え後の租税特別措置法第77条））。
- この場合において、登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に納付して当該納付に係る領収書を福島県知事に提出するか、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を福島県知事に提出することとなる。
- 3 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めようとする場合において、当該計画に係る事項が登記記録上の表示と異なるときは、後日の登記の嘱託等との関係もあり、事前に必要な書類（土地測量図、相続を証する書面等）を提出させることが適当である。
- 4 農用地利用集積等促進計画に係る土地上に存在する農業用施設（不動産登記の対象となる建物）について、当該計画に基づく当該土地の取得に合わせて、これと時期を同じくして売買等により取得した場合、その登記は、不動産登記法第60条に基づき、

売主及び買主が共同してその登記を申請することとなる。

この点、当該建物の権利変動についても、当該土地と共に可能な限り速やかに登記がされることが望ましいところ、福島県知事は次のとおりそのサポートを行うことが適当である。

- (1) 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画の作成段階において、当該土地及び建物に係る登記の状況を確認し、当該建物に係る登記の意向を関係者に確認する。
- (2) 福島県知事は、当該建物の登記の申請に必要な手続について、関係者からサポートの求めがあった場合には、以下の例により、そのサポートに努める。

(サポートの例)

- ・ 農用地利用集積等促進計画に基づく土地の登記の嘱託の手続に関わって取得した資料等を求めに応じて可能な範囲で提供すること
- ・ 管轄登記所及び最寄りの登記手続案内窓口の紹介
- ・ 登記申請書の記入に係る一般的な留意事項の教示
- ・ 司法書士又は土地家屋調査士の紹介窓口（福島県司法書士会又は福島県土地家屋調査士会）の案内

様式第1号（表紙）

（登記令第2条第1号 土地の表題登記）

登記嘱託書

登記の目的 土地の表題登記

所有者 （被代位者）別紙記載のとおり

代位者 福島県

代位原因 福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令第2条

添付書類 ア 代位原因証明情報

（ア）農用地利用集積等促進計画書 抄本

（イ）福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面

イ 所有権証明情報

ウ 住所証明情報（会社法人等番号を有する法人の場合は当該会社法人等番号。以下同じ。）

エ 土地所在図

オ 地積測量図

但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 何某 (印)

（別紙）

土地の表示				登記原因及び その日付	所有者
何 郡 何 町					
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
字甲		田	100	不詳	何郡何町大字丙 1番地 甲 某
字丙		田	200	令和3年 4月4日 公有水面 埋立	何郡何町大字丁 5番地 株式会社乙某 会社法人等番号 123456789012

様式第2号（表紙）

（登記令第2条第2号 土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記）

登記嘱託書

登記の目的 土地の表示に関する登記事項の変更（更正）

所有者 （被代位者）別紙記載のとおり

代位原因 福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令第2条

添付書類 ア 代位原因証明情報

（ア）農用地利用集積等促進計画書 抄本

（イ）福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面

（イ 地積変更（更正）の場合は地積測量図）

但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 何某 (印)

(別紙)

土地の表示				登記原因及び その日付	所有者
何 郡 何 町					
不 動 産 番 号	1234567890123				
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
字甲	123番	田	100		何郡何町大字丙
		畑	100	②令和2年 10月1日 地目変更	1番地 甲 某
不 動 産 番 号	1234567890124				
字丙	504番	田	200		何郡何町大字丁
			220	③錯誤	5番地 乙 某

様式第3号（表紙）

（登記令第2条第3号 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更（更正）の登記）

登記嘱託書

登記の目的 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の
変更（更正）（順位番号別紙記載のとおり）

原因 別紙記載のとおり

所有者 （被代位者）別紙記載のとおり

代位原因 福島復興再生特別措置による不動産登記に関する政令第2条

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

添付書類 ア 代位原因証明情報

（ア）農用地利用集積等促進計画書 抄本

（イ）福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告が
あったことを証する書面

イ 変更（更正）証明情報

但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 何某 (印)

（別紙）

土地の表示				順位 番号	登記原因及び その日付	変更 (更正) 後の事項	所有者
何 郡 何 町							
不 動 産 番 号	1234567890123						
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡				
字甲	123番	田	100	1	昭和55年 10月1日 住所移転	住所 甲市乙町大字 丁12番地	甲市乙町 大字丁 12番地 甲 某
不 動 産 番 号	1234567890124						
字丙	504番	田	200	2	昭和52年 11月23日 氏名変更	氏名 戊 某	甲市乙町 大字丁 5番地 戊 某

様式第4号（表紙）

（登記令第2条第4号 所有権の保存の登記）

登記嘱託書

登記の目的 所有権の保存

所有者 （被代位者）別紙記載のとおり

代位原因 福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令第2条

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

添付書類

ア 代位原因証明情報

（ア）農用地利用集積等促進計画書 抄本

（イ）福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面

イ 相続その他の一般承継による承継を証する情報

ウ 住所証明情報

但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 (印)

（別紙）

土地の表示				所有者
何 郡 何 町				
不 動 産 番 号	1234567890123			
丁目・大字・字	地番	地目	地積 ^{m²}	被相続人 乙 某 相続人 何郡何町大字丁丁5番地 丙 某
字甲	1 2 3 番	田	1 0 0	
不 動 産 番 号	1234567890124			不 動 産 番 号
字丙	5 0 4 番	田	2 0 0	被相続人 乙 某 相続人 何郡何町大字丁丁5番地 丙 某

様式第5号（表紙）

（登記令第2条第5号 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記）

登記嘱託書

登記の目的 所有権の移転
原因 別紙記載のとおり
所有者 （被代位者）別紙記載のとおり
代位原因 福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令第2条
登録免許税 登録免許税法第5条第1号
添付書類

ア 代位原因証明書

（ア）農用地利用集積等促進計画書 抄本

（イ）福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面

イ 相続を証する情報

ウ 住所証明情報

但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 何某 (印)

（別紙）

土地の表示				登記原因及び その日付	所有者
何郡何町					
不動産番号	1234567890123				
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡		
字甲	123番	田	100	昭和44年 2月5日 相続	被相続人 甲 某 相続人 何郡何町大字丁丁 5番地 乙 某

様式第6号（嘱託による登記の請求）

登記嘱託請求書

福島復興再生特別措置法第17条の21の規定により、令和 年 月 日に所有権を取得した後記不動産につき、次に掲げる書面を添えて所有権の移転の登記（又は所有権の保存の登記）を嘱託することを請求する。

令和 年 月 日

請求者 住所 _____
氏名 何某 (印) _____

福島県知事 何某 殿

1 不動産の表示

土地の表示						課税価額（固定資産税評価額）
何 郡 何 町						
不動産 番号	大字	字	地番	地目	地積 m ²	
					⋮	
					⋮	

2 添付書類

ア 登記義務者（又は登記簿の表題部に所有者として記載された者）の承諾書（印鑑証明書付き）

イ 請求者の住所証明書（住民票の写し）

ウ 収入印紙（又は納税済領収書）

（必要に応じ相続を証する書面、地積測量図、所有権証明書、土地所在地、戸籍謄本、登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書等）

様式第7号（表紙）

（登記令第5条 既登記の所有権の移転の登記の嘱託）

登記嘱託書

登記の目的 所有権の移転
原因 別紙記載のとおり
権利者 住所（会社・法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）
氏名（会社・法人の場合は商号又は名称）
（会社法人等番号 123456789012※）
（※会社法人等番号を有する法人の場合）

義務者 別紙記載のとおり

添付書類

- ア 農用地利用集積等促進計画書 抄本
イ 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面
ウ 登記義務者の承諾を証する情報（印鑑証明書添付）
エ 住所証明情報
オ 会社法人等番号（権利者又は義務者が会社法人等番号を有する法人の場合）
（カ 登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書）

課税価額 金 円

登録免許税 金 円

（租税特別措置法第77条の規定の適用がある場合にはその旨）

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 何某 (印)

（別紙）

土地の表示				登記原因及び その日付	登記義務者
何郡何町					
不動産番号	1234567890123				
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡	令和3年8月2日 福島復興再生特 別措置法による 売買	何郡何町大字甲1番地 乙某
字甲	123番	田	100		
課税価格	金 円				
不動産番号	1234567890124			同上	何郡何町大字丁丁3番地 株式会社戊某 会社法人等番号 123456789012
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡		
字丙	504番	田	200		
課税価格	金 円				

様式第 8 号

(登記令第 8 条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)

承 諾 書

福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 の規定により、令和 年 月 日に所有権を移転した後記不動産につき(所有者名)のため所有権の移転の登記(又は所有権の保存の登記)を嘱託することを承諾する。

令和 年 月 日

承諾者 住所 _____
氏名 何某 (印)

福島県知事 _____ 殿

不動産の表示

土地の表示						課税価額(固定資産税評価額)
何 郡 何 町						
不動産 番 号	大字	字	地番	地目	地積 m ²	

(注) 印鑑証明書を添付すること。

様式第9号（表紙）

（登記令第7条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託）

登記嘱託書

登記の目的 所有権の保存

所有者 住所（会社・法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）

氏名（会社・法人の場合は商号又は名称）

（会社法人等番号 123456789012※）

（※会社法人等番号を有する法人の場合）

添付書類

- ア 農用地利用集積等促進計画書 抄本
イ 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告があったことを証する書面
ウ 承諾を証する情報（印鑑証明書添付）
エ 住所証明情報（会社法人等番号（権利者又は義務者が会社法人等番号を有する法人の場合））
オ 変更（更正）証明情報（必要な場合）

課税価額 金 円

登録免許税 金 円

令和 年 月 日 嘱託

福島地方法務局 何出張所（支局）

嘱託者 福島県知事 何某 (印)

（別紙）

土地の表示				課税価額（固定資産税評価額）
何郡何町				
不動産番号	1234567890123			
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡	
字甲	123番	田	100	金 円
不動産番号	1234567890124			
字丙	504番	田	200	金 円

法務省民二第669号
令和3年3月31日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令の取扱いについて（回答）

本年3月29日付け2経営第3460号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨福島地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。